

徳島県重層的支援体制構築推進事業

審査基準

	審査項目		審査内容	配点
1	実施方針	基本的な考え方	・現在の社会情勢とそれに対する課題を踏まえた上で、業務仕様書及び各種実施要領に基づいた実施方針となっているか。	10
2	実施体制	事業の実施体制	・人員体制は事業を実施するに十分なものか。 ・事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員を配置する計画となっているか。	20
3	事業内容	研修の実施等	・地域共生社会の実現に向けた気運醸成が図られるものとなっているか。 ・研修、セミナー等は効果的に実施されるものとなっているか。	15
		アドバイザー派遣等	・市町村圏域の重層的支援体制構築に向け、適切に技術的助言・支援がなされるものとなっているか。	15
		その他市町村が包括的な支援体制を構築する上で必要な取組	・市町村圏域において包括的な支援体制の構築が図られるものとなっているか。	15
		その他	・個人情報の適切な取扱いや苦情処理についての十分な措置を行う計画となっているか。 ・本事業を周知するための情報発信について適切なものとなっているか。	5
4	収支計画等	適切な経費の積算 経営の安定等	・事業の実施に必要な経費は、適切に積算されているか。 ・事業を適切に履行できるだけの安定した経営基盤があるか。	10
5	総合評価		・本事業を総合的に勘案して、重層的支援体制構築推進事業として実施するに適切なものかどうか。	10
			合計	100